



米国農務省 (U.S. Department of Agriculture)  
農務省プログラム差別苦情申立書 (USDA Program Discrimination Complaint Form)

6. あなたは何をされましたか (各申立の日付を含めてください)。

7. 以下の理由 (人種、肌の色、出身国、宗教、性別、障害、年齢、婚姻状況、家族/親の立場、公的扶助プログラムからの収入、政治的信条) に基づきあなたを差別することは、法律違反となります。(すべての根拠がすべてのプログラムに適用されるわけではありません)。以前の公民権活動を理由とする報復は禁止されています。

私は次の理由で差別されたと考えています。

- |                                |                             |  |
|--------------------------------|-----------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 人種    | <input type="checkbox"/> 性別 | <input type="checkbox"/> 配偶者の有無        |
| <input type="checkbox"/> 肌の色   | <input type="checkbox"/> 障害 | <input type="checkbox"/> 家族/親の状況       |
| <input type="checkbox"/> 出身国   | <input type="checkbox"/> 年齢 | <input type="checkbox"/> 公的扶助による収入     |
| <input type="checkbox"/> 政治的信条 | <input type="checkbox"/> 宗教 | <input type="checkbox"/> 報復 (過去の公民権活動) |

**救済策**

8. この苦情をどのように解決することを望みますか？

9. その出来事について、他の連邦、州、または地方機関、あるいは裁判所に苦情申し立てを行いましたか？

10. 申し立てた場合、どの機関または裁判所に提出しましたか？

11. 申し立てた場合、それはいつですか？  
(年/月/日)

\_\_\_\_\_  
申立人署名

\_\_\_\_\_  
日付

\_\_\_\_\_  
代理人署名

\_\_\_\_\_  
日付

## 手順

**目的：**農務省3027 (AD3027) プログラム差別苦情申立書は、米国農務省 (United States Department of Agriculture, USDA) のプログラムまたは活動において差別を経験したと思われる、かつ差別の苦情を申し立てたい場合に使用できます。この申立書は、人種、肌の色、出身国（英語能力が限定的である場合を含む）、宗教、性別、障害、年齢、婚姻状況、家族／親の立場、公的扶助プログラムからの収入、政治的信条に基づく差別の苦情を申し立てるために使用できます。この申立書はまた、USDA、そのミッションエリアまたは機関のプログラムまたは活動によって引き起こされた、保護対象グループの健康または環境への悪影響を主張するプログラム苦情を申し立てるためにも使用できます。

差別に関する苦情を申し立てる際にこの申立書を使用する必要はありません。この申立書の代わりに書簡や電子メールを送ることもできます。書簡または電子メールには、本申立書の項目1～11で要求されている情報を含める必要があります。この申立書を使用する場合は、この申立書の項目1～11のすべての情報を入力または活字体で記入し、さらにスペースが必要な場合は追加のページを使用してください。この申立書の記入にサポートが必要な場合は、866-632-9992までお電話ください。

連邦規則集7巻16条4項dに従い、USDAからの間接的な財政援助により支援されるプログラムの受益者および受益予定者は、USDAの公民権担当次官補事務所（Office of the Assistant Secretary for Civil Rights, OASCR）に連絡するか、または書面により苦情を提出することにより、規則の宗教の自由の保護への違反を主張し、USDAに苦情を申し立てることができます。

この申立書の記入にサポートが必要な場合（翻訳サービスを含む）は、(866) 632-9992までお電話ください。サポートは、英語または他の言語で対応可能です。プログラム情報を伝えるために代替手段（点字、拡大文字、アメリカ手話など）を必要とする障害者は、プログラムを管理する担当州または地方機関に連絡するか、711（音声およびTTY）の電気通信中継サービスを通じてUSDAにご連絡ください。

**苦情には署名入り写しが必要です。申立書や書簡に不備があったり、署名がなかったりする場合は苦情処理が遅延します。**

**提出期限：**プログラム差別に関する苦情は、USDAが提出期間を延長されない限り、申し立てられた差別を知った、または知っているはずであった日から180日以内に提出する必要があります。郵送された苦情は、USDAが受理した日に提出されたものとみなされます。電子メールで送付された苦情に関する文書または苦情申立書は、苦情を受理した日に提出されたものとみなされます。180日間の期限を過ぎて提出された苦情には、遅延の「正当な理由」の説明を記載する必要があります。例えば、次の場合が該当します。

1. あなたが180日間の期間内に差別的行為を知ることが合理的に期待できなかった場合。
2. 重篤な病気であった、または身体が不自由であった場合。
3. 同じ苦情を他の連邦、州、または地方機関に提出したが、その機関が対処しなかった場合。

**USDAの方針：**連邦法および方針は、人種、肌の色、出身国に基づく差別を禁止しています。これには、共通の祖先や民族的特徴に基づく差別や、支配的な宗教を持つ国の市民権に基づく差別も含まれます。人種、肌の色、出身国に基づく差別には、あなたや他の個人が例えばユダヤ人、イスラム教徒、アラブ人、ヒンズー教徒、シーク教徒であること、あるいはその他の民族的・宗教的特徴に基づくハラスメントを含む差別も含まれます。例えば、民族的中傷（反ユダヤ主義や反イスラム主義のハラスメントなど）を受けたり、民族的背景（肌の色、宗教的服装、話す言語など）に関連した外見、服装、話し方を理由に嫌がらせを受けたり、認識された民族的特徴に基づいてステレオタイプ化されたりした個人。USDAは、苦情で特定された根拠および苦情に示されたプログラムにおいて、法律に基づいて苦情を処理する管轄権があるかどうかを判断します。過去の公民権活動に基づく報復は禁止されています。

**苦情を申し立てる場所：必要事項を記入した申立書または書簡を以下の方法でUSDAに提出できます。**

**郵送：** U.S. Department of Agriculture, Office of the Assistant Secretary for Civil Rights, 1400 Independence Ave SW, Mail Stop 9410, Washington, DC 20250-9410

**電子メール：** [program.intake@usda.gov](mailto:program.intake@usda.gov)

詳細については、<https://www.usda.gov/oascr/how-to-file-a-program-discrimination-complaint>をご覧ください。

#### 法的情報

**同意：** この農務省プログラム差別苦情申立書は、1974年のプライバシー法（Privacy Act of 1974）（合衆国法典第5編552a条）に従って提供され、差別に関する苦情を処理するための情報を要請するために使用されます。USDAは、連邦規則集7巻15条に従い、この情報を要求します。

記入された申立書が苦情として受理された場合、調査中に収集された情報は、あなたのプログラム差別苦情申立を処理するために使用されます。

**報復の禁止：** USDAおよびそのプログラムを代表する者を含む、USDAのいかなる機関、役員、職員、または代理人であっても、申し立てられた差別に関する苦情を申し立てた者、または差別の主張を提起する調査やその他の手続きに何らかの形で参加した者に対して、威圧、脅迫、嫌がらせ、強制、差別、またはその他の報復を行ってはなりません。

#### プライバシー法に関する声明（合衆国法典第5編552a条）

**当局：** この情報の収集は、1964年公民権法タイトルVI（Title VI of the Civil Rights Act of 1964）（合衆国法典第42編2000d条）、および1973年リハビリテーション法（Rehabilitation Act of 1973）第504条および第508条（合衆国法典第29編794条、794d条）、ならびにその他の差別禁止法、規則および規制により許可されています。

**目的：** 本申立書で要請された情報は、本通知の「当局」セクションに記載されている法令に基づく差別に関する苦情を処理するために使用されます。この申立書から得られた情報はすべて、当局の記録システムに保管されます。

**日常的な使用：** システムの日常的な使用に関する詳細は、記録システム通知USDA-2021-0007に記載されています。  
<https://www.usda.gov/home/privacy-policy/system-records-notice>

**開示：** この情報の提供は任意です。この申立書にご記入いただけない場合、苦情の処理が遅れたり、処理を続行するための情報が不十分なことを理由に苦情が却下されたりする可能性があります。

#### 書類削減法に関する声明

1995年の書類作成負担削減法（Paperwork Reduction Act of 1995）（合衆国法典第44編3501条以降）により、この情報は、苦情を完全に処理するために必要なすべての情報が含まれていることを確認するために収集されていることを通知することが義務付けられています。公民権担当次官補事務所（OASCR）は、この情報を使用して差別に関する苦情を処理します。

この要請への回答は任意です。この申立書に記入された情報は、公式に知る必要がある人物とのみ共有され、プライバシー法（合衆国法典第5編552a(b)条）の規定に従って公開から保護されます。この申立書の記入に要する時間の目安は60分です。この時間の目安の正確性に関するご意見、および記入時間の短縮に関するご提案は、米国農務省公民権担当次官補事務所（U.S. Department of Agriculture, Office of Assistant Secretary for Civil Rights, 1400 Independence Avenue SW, Mail Stop 9410, DC 20250-9410）までお送りください。現在有効なOMB管理番号を表示しない限り、機関は情報収集を実施または支援することはできず、また個人が情報収集に応じる必要もありません。  
**この申立書のOMB管理番号は0508-0002です。**

**タイトルVI**

1964年公民権法タイトルVIは(Title VI of the Civil Rights Act of 1964)、連邦機関に対し、連邦政府の資金援助を受けているプログラムまたは活動（人間の健康に影響を与えるものを含む）が、保護対象グループに悪影響を与える差別的な基準、方法、または慣行を使用しないことを保証するよう義務付けています。USDAは、懸念のあるコミュニティに対する不均衡かつ有害な公的および累積的影響を特定し、対処するために、法律に基づく責任を果たすことにより正義を推進しています。USDAは、国民の皆様に対し、我が国の法律への違反の可能性について情報をお寄せいただくよう呼びかけています。この苦情申立書を提出しても、お客様が有する他のいかなる苦情に適用され得る時効期間やその他の申立要件にも影響を及ぼさないことをご了承ください。さらに、この苦情を提出することにより、お客様は訴訟またはその他の法的手続きを開始したことにはならず、また当局もお客様に代わって訴訟または手続きを開始していません。

**出身国に基づく差別**

出身国に基づく差別には、個人またはその祖先の出身国、出身地域、場所に基づく差別、限定的な英語能力や英語学習者であること、また、個人が実際にまたは認識されている共通の祖先または民族的特徴（そのような特徴（例：ヒンズー教徒、ユダヤ教徒、イスラム教徒、およびシーク教徒の学生）を示すと認識される可能性のある宗教への所属を含む）に基づく差別が含まれます

**USDAアクセシビリティ・ステートメント**

改正後の1973年リハビリテーション法第508条（合衆国法典第29編794d条）は、アクセス可能なテクノロジーの調達における省の不履行の疑いに限定して、個人が省に対して行政上の苦情および民事訴訟を起こすことを認めています。この法律は、連邦政府機関に対し、508条に対する苦情を、504条に対する苦情と同じ苦情処理手順に従って処理することを義務付けています。USDAは、デジタルコンテンツにアクセスしやすくすることに尽力しています。障害を持つUSDAの顧客、従業員、求職者、一般市民が、障害を持たない人と同等の情報通信技術（ICT）を利用できる必要があります。